

長浜市こども若者次世代住宅新築補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯及び若者夫婦世帯による住宅の新築を支援することにより子育て世帯及び若者夫婦世帯の本市への移住・定住を促進するとともに、ZEH水準住宅の普及を促進することによりゼロカーボンシティの推進に寄与するため、新築住宅の取得に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で長浜市こども若者次世代住宅新築補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 独立して生活を営むことができる建築物で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
 - ア 居室、便所及び台所を備える建物（別荘その他の一時的に使用するものを除く。）であること。
 - イ 併用住宅（居住部分及び業務部分が併存しており、その境が完全には区画されていないものをいう。）の場合は、床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されていること。
- (2) 子育て世帯 第7条第1項の規定による交付申請を行う年度の4月1日において18歳未満の子どもを扶養する世帯をいう。
- (3) 若者夫婦世帯 第7条第1項の規定による交付申請を行う年度の4月1日において夫婦のいずれかが39歳以下の世帯をいう。
- (4) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。次号において「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準の基準値から20パーセント以上削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (5) BELS等 建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による第三者評価の制度をいう。
- (6) 転入世帯 第7条第1項の規定による交付申請書の提出の日の1年前の日から第10条の規定による実績報告書の提出の日までの間に本市に転入する世帯員を含む世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 子育て世帯又は若者夫婦世帯に属しており、補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）にその世帯員が同居すること。
- (2) 本市に居住するために、次に掲げるいずれかの契約を締結したこと。
 - ア 注文住宅を建築するための工事請負契約
 - イ 新築分譲住宅を購入するための売買契約
- (3) 補助対象住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が2分の1以上であること。
- (4) 外国人である場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他法令に基づき、日本国に永住権を有していること。
- (5) 補助金の交付を受けた日から5年を超えて補助対象住宅に居住すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

- (1) 補助対象住宅の居住部分が、自己の居住の用以外に供されている場合
- (2) 補助対象住宅の居住者に、市税等（長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則第2条第2号の市税等をいう。以下同じ。）の滞納をしているものがある場合
- (3) 補助対象住宅の居住者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員がいる場合
- (4) 補助対象住宅の居住者に、過去に補助金、長浜市子ども若者住宅新築支援事業補助金、長浜市居住促進事業助成金、長浜市定住住宅改修促進事業助成金又は長浜市子育て世帯・若者夫婦のZEH住宅等新築支援事業補助金の交付を受けているものがある場合
(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する住宅であること。
 - ア 第3条第1項第2号アの契約により令和6年4月以後に着工される注文住宅
 - イ 第3条第1項第2号イの契約を令和6年4月以後に締結し、契約時点で築1年を経過していない新築分譲住宅
- (2) 第10条の規定による実績報告書の提出時点で、補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在すること。
- (3) 令和8年2月末日までに引渡しを受けること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反する住宅又は公共工事の施工に伴う補償の対象となる住宅ではないこと。
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象住宅の建築又は購入に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費が50万円以上である場合は、20万円とする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の補助金の額に次に掲げる金額をそれぞれ加算するものとする。

- (1) 補助対象者が子育て世帯に属する場合 10万円
- (2) 補助対象者が転入世帯に属する場合 10万円
- (3) 補助対象住宅がZEH水準を満たす性能を有する場合 10万円

3 補助金の額は、補助対象経費に対して本市の他の補助金等の交付がある場合は、前2項により算出した補助金の額から本市の他の補助金等で交付される金額を控除した差額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 補助対象住宅の位置図
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で本市外に住民票がある場合は、住民票の写し
- (5) 注文住宅の建築工事に交付申請書の提出時点で着工していない場合は、工事着工前の写真
- (6) 注文住宅の建築工事に交付申請書の提出時点で着工している場合は、令和6年4月以後に着工したことの分かる書類
- (7) 補助対象住宅を共有する場合、共有名義者同意書（様式第3号）
- (8) ZEH水準を満たす性能の住宅の場合は、外皮性能及び一次エネルギー消費量が分かる書類（BELS等の評価に係る申請時に提出するもの等）
- (9) 施工業者が手続を代行する場合は、手続代行届（様式第4号）
- (10) 補助対象住宅の居住予定者で、申請時点において別世帯のものがいる場合は、当該別世帯の者の本市の市税等の納税証明書又は完納証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による交付申請書等の提出を第3条第1項第2号ア又はイの契約の締結の日から令和7年3月14日までに行わなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書等の提出があった場合は、審査及び必要な調査を行った上で、交付の可否を決定し、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定に当たって、申請者の居住の実態その他必要な事項を調査することができる。

(変更・取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知後に交付申請書の内容を変更し、又は取下げようとする場合は、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金変更（取下げ）

申請書（様式第6号）に、第7条に規定する書類のうち変更に係る書類（変更する場合に限る。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象住宅の引渡し及び所有権の保存登記又は移転登記の完了、補助対象住宅の居住予定者の当該住宅に係る住所の異動並びに転入世帯に該当する場合は世帯員の転入後、速やかに長浜市こども若者次世代住宅新築補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る費用の支払が確認できるもの
- (2) 補助対象住宅の全体写真
- (3) 登記事項証明書の写し（所有権の保存登記又は移転登記が完了したもの）
- (4) 建築基準法に基づく検査済証の写し（建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であって、同項第4号の規定により指定される区域以外の区域にある場合は、建築工事届の写し）
- (5) ZEH水準を満たす性能の住宅の場合、BELS評価書の写し、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書又は性能向上計画認定通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書等の提出を受けた場合は、内容の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、報告書等の内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、市長は、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金交付取消決定通知書（様式第11号）により通知する。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に、補助金の交付を受けた住宅の売却、譲渡、賃貸等を行ったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が補助金の返還を相当と認めるとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号に該当する者で、転勤その他のやむを得ない特別の事

情があると認める場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(遵守事項)

第14条 申請者は、市長が補助金の交付申請に係る事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力しなければならない。

2 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

3 申請者は、関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第3条及び第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

(長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金交付要綱の廃止)

3 長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金交付要綱（令和6年長浜市告示第140号）は廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金交付要綱第9条の規定による交付決定を受けている申請については、なお従前の例による。